

東北文化学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東北文化学園大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日の期間で「基準 5」「基準 7」「基準 8」について再評価を申請すること。

II 総評

大学は、平成 11(1999)年の開学以来の建学の精神に基づき、5 項目の教育の基本理念が定められている。大学・大学院の使命・目的及び各学部・学科、大学院研究科専攻の教育目標は学則に定められ、大学のホームページ、学生便覧、大学案内などを通じて学内外に開示するなど、周知の努力がなされている。

教育研究組織は、大学は 3 学部 6 学科、大学院 1 研究科 2 課程 4 専攻、総合情報センターなど 5 附属機関から構成され、各学部・研究科の教授会及び各種委員会が、事務局の協力のもとに円滑に機能している。教養教育については、教務委員会が責任組織となっている。教育方針などについては、大学の最高意思決定組織としての「大学運営会議」が中心となって各関係機関・組織間の情報・意見交換及び協議・審議が行われている。

教育課程については、「基礎課程ゼミ」「体験的教育の重視」など、特色ある教育が行われている。教育目的の達成状況を点検評価するため、「授業評価アンケート実施結果報告書」の公開、学生代表と教職員代表による「FD 公開討論会」の開催など改善に積極的に取り組んでいる。

各学部学科はアドミッションポリシーを明確に定めており、学生募集要項及びホームページなどで公表している。「新入生学外研修」「SA (スチューデント・アドバイザー) 制度」などの修学ガイダンスに加えて、少人数教育の推進、修学状況の開示など、きめ細かい学習支援体制も整備されている。「学生生活実態調査」「授業評価アンケート実施結果報告書」など、学生の意見をくみ上げる仕組みが用意されている。「SJ (スチューデントジョブ) 制度」など学生生活支援の充実も図られている。

専任教員の採用・昇任は就業規則や「東北文化学園大学教員選考規程」「東北文化学園大学大学院教員選考規程」によって定められている。また、教員の教育・研究の活性化に関しては、大学独自の評価システムに基づき「教育奨励費」などの研究費傾斜配分制度が導入されている。学内公開授業の実施や FD(Faculty Development)研修会の開催などによって教員の教育研究水準の向上に努めている。職員の採用・昇任・異動は、就業規則に基づいて運用されており、各部署の職務内容などに即した適切な人員が配置されている。庶務課、教務課、学生課及び就職センターを同一フロアーに設置した「学生総合サービスセンター」は、ワンストップサービスで利用しやすい環境を整えている。

管理運営については、毎月開催される「全学合同会議」及び「大学運営会議」などによって

管理部門と教学部門の連携を行っており、法人と大学の情報の共有化は図られている。

財務については、大学は民事再生法による再生手続きが平成 20(2008)年 1 月に終結し、再生計画に基づき負債の弁済が平成 26(2014)年まで継続されることになる。

教育研究環境については、校地、校舎などは設置基準を満たしており、教育・研究の目的を達成するための施設は十分に整備されている。すべての建物は耐震基準を満たしている。「SJ 制度」による学生の日常清掃や学内全面禁煙が実施されるなど、快適な教育研究環境を保守している。

社会連携については、大学施設の地域への開放、教員の地域の講演会への講師派遣、学生・教職員の地域における「感謝の日」などのボランティア活動など、地域連携における積極的な活動がみられる。また、社会的責務については、就業規則や「学校法人東北文化学園大学情報公開に関する規程」など高等教育研究機関としての組織倫理の確立、「東北文化学園大学における動物実験等に関する規程」などの学内外に対する危機管理に関する規程は概ね整備されている。

しかしながら、実地調査の時点では、設置基準の定める必要専任教授数が確保されていなかったこと、大学及び設置者の管理運営体制について各種規程及び諸制度は一応整備されているが、一部重要な規程の制定が行われていないことや会議の運営方法について改善の必要があること、自己点検・評価について「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」を制定し行われたが、その結果が大学運営の改善に反映されていないこと、大学が行っている会計上の処理などに関して一部不適切な点が認められたことなどから、適正な運営が行われていると判断できない。

Ⅲ 基準ごとの評価

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神は「絶えざる技術の進歩、高度情報化、国際化、高齢化が進む中で、学問・研究を通じて、自ら考える力と習慣を身につけ、必要な専門技術を修得した人材の育成を目指し、もって新世紀に生じうる未経験のさまざまな問題に対応して豊かな将来社会の開拓に寄与する」と示されている。

この建学の精神に基づき、大学の基本理念として、1) 豊かな人間性と創造力の養成、2) 専門技術の研鑽、3) 国際性豊かな人材の育成、4) 社会の一員としての自覚と問題解決能力による貢献、5) 地域社会とともに発展する大学、の 5 項目が定められている。この基本理念は、大学案内、学生便覧、大学のホームページを通じて、学内外に広く周知する努力がなされている。

大学の使命・目的については建学の精神、教育理念に沿って明確に定められ、学則第 1 条に「東北文化学園大学は、新しい時代が求める医療・福祉、経済開発・地域経営及び応用情報・環境工学の分野での確固たる専門技術と広く豊かな視野を身につけて、地域社会の発展に進んで協力し、それを通じて国家と人類社会の発展に貢献する人材の育成を目的と

し、そのための教育研究を行う」と記載されている。また、教育目的については、学部・学科ごとに学則第3条第3項に明確に定められている。大学院研究科の使命・目的は大学院学則第2条に、その教育目的は大学院学則第6条の2にそれぞれ定められている。

これらは学生便覧やホームページなどを通じて学生及び教職員に周知される体制が整えられている。また、学外にも大学案内などの印刷物やホームページ、オープンキャンパス、保護者懇談会などにおいて周知を図っている。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するために必要な教育研究組織（3学部6学科、1研究科、総合情報センターなど5つの附属機関）が学則に基づいて適正に構成されている。各学部研究科の教授会と全学にわたる各種委員会（教務委員会、学生委員会、就職委員会、入学試験委員会、総合情報センター委員会など）による協議・審議システムは円滑に機能しており、事務局の協力のもと各組織相互の適切な関連性が保たれている。

教養教育の組織上の措置については、全学の教養教育を計画し実施する運営上の責任組織として教務委員会が位置付けられているとともに、各学部学科から選出された教務委員による教育方針を策定する体制が整えられている。なお、導入教育の基盤整備と教養教育の全学的な検討を期して、教務委員会とは別の組織として「教育支援センター」が平成21(2009)年10月、事務部門に設置されている。

教育方針などを形成する学内の各種意思決定組織においては、個々の規程について運用実態に即した整合性のあるものに改める必要がある。しかしながら、大学の最高意思決定組織としての「大学運営会議」を中心として、各関係機関・組織間で綿密な協議及び審議が重ねられており、大学の教育研究上の使命・目的及び学生の要求に対応した教育研究活動に向けた努力がなされている。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

学部及び大学院研究科の教育目的は学則に明確に定められており、ホームページ掲載などにより公表されている。教育目的は教育課程及び「基礎課程ゼミの設置」「体験的教育の重視」「海外研修教育の実施」「パロリンピック」など特色ある教育方法に反映されている。

教育課程は、履修規程で授業科目を定めて、概ね体系的に編成されている。全学部の導入教育段階に「基礎科目」が設けられ、各分野の専門課程に進むために必要な基礎教養科

目が配置されている。教養教育の充実の観点から、基礎学力の十分でない学生に対する、早期の支援実施を一層進めることが望まれる。「基礎教育及び初年次の教育のあり方について検討する」と自己評価されているが、教育研究支援のための教学部門と事務部門の役割分担及び連携体制構築に関して一層の検討が望まれる。専門科目は、学部学科それぞれの特性を考慮し、「専門基礎科目」「専門科目」「専門科目Ⅰ」「専門科目Ⅱ」などに編成されており、その年次配当は教育目的に照らして適切である。

授業は各学期 15 週を確保するとともに、1 週間の定期試験期間を設けている。学部と研究科の成績評価基準は学則などに定められている。全学部でシラバス（授業概要）を作成している。年間学事予定及び授業期間は「大学運営会議」で決定し、学事日程は学生便覧に明示され、教職員には E メールでも配信して周知している。

医療福祉学部看護学科及び総合政策学部総合政策学科では進級要件を定めていないが、卒業要件は、学則及び履修規程に定められている。

教育目的の達成状況を点検・評価するために、授業評価アンケート調査の実施結果報告書の公開や学生代表と教職員代表による「FD 公開討論会」を開催するなど、改善に積極的に取り組んでいる。

【優れた点】

- ・教育目的の達成状況を点検・評価するために、授業評価アンケート調査の実施結果報告書の公開や学生代表と教職員代表による「FD 公開討論会」を開催するなど、改善に積極的に取り組んでいることは評価できる。

【参考意見】

- ・教務委員会で検討している成績評価の精緻化の実施が望まれる。
- ・シラバス（授業概要）では、すべての科目に対して、成績評価基準の明示、時間配当の記載、教科書及び参考書の記載が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

各学部学科は明確なアドミッションポリシーを定め、学生募集要項及びホームページなどで公表するとともに、入学者の選抜は全学的な統一基準に従って厳正・公正に実施されている。定員充足状況の改善を図る目的から、学科専攻の改編を進めている。

新入生に全体ガイダンス及び学科専攻ごとのオリエンテーションを行って、大学生活へスムーズに導入している。2～4 年次生には、前期・後期に学科ごとのガイダンスを行っている。少人数教育の推進、修学状況の開示、インターンシップ制度などのきめ細かい学習支援体制が整備されている。退学者が増加傾向にあることに対しては、「FD/SD 問題検討全学ワーキンググループ」を設置し、検討が開始されている。

「授業評価アンケート実施結果報告書」「学内公開授業制度」「学生生活実態調査」「FD 公開討論会」など、学生の意見をくみ上げる仕組みがある。「健康管理センター保健室」「健康管理センター学生相談室」「SA（スチューデント・アドバイザー）制度」により、学生相談、心的支援、生活指導を行っている。全学禁煙委員会は、禁煙支援・指導・ピアールを実施している。独自の「SJ（スチューデントジョブ）制度」は、学生に主体性を持たせた経済的支援である。

学生の学友会活動及びサークルに課外活動活性化に向けた人材育成支援を行い、特筆される活動をした学生を、「輝ける者賞」制度で表彰している。学生食堂、コンビニエンスストア、売店、ATM、ノートパソコン貸出し、自習室のデスクトップ型パソコンとプリンタの設置など、学生サービス体制を整備している。大学院博士後期課程院生の国際会議への参加費・渡航費を補助する制度がある。保護者懇談会やアンケートにより意見・要望などを聞いて、学生支援の改善に役立たせている。

就職センター及び就職委員会は、就職から進学まで進路全般を支援している。

【優れた点】

- ・「新入生学外研修」「学生リーダー」「SA 制度」などきめ細かい学習支援の実施により、目的とする履修登録や時間割の作成方法の理解や促進ができていることは評価できる。
- ・「学生生活実態調査」の分析から、奨学金を必要とする学生の 1 割が申請していないことを明らかにし、その対策として「SJ 制度」を採用・実施している。保護者からの期待も高く、今後更なる発展が期待できる取組みであるので評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしていない。

【判定理由】

専任教員の採用・昇任の方針は、就業規則と「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に定められており、適切に運用されている。これらの規程と併せて、各学部学科では「教員審査基準」や「教員の昇任及び選考に関する申し合わせ」の内規に基づき、教員人事を運用している。また、兼任教員の採用に関しては、「東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する申し合わせ」が適用されている。

学部学科によっては教員の教育担当時間数の偏りが見られるものの、理事長通達によりこの担当時間数の偏りを是正する方針が示され、実際に担当時間数が多い教員の所属する学部では必要な教員を補充してその改善に努めている。教員の教育研究活動を支援するために、実験・実習科目で大学院生を TA(Teaching Assistant) として活用するとともに、学部学科の専任教員の補助業務に携わる副手として大学院生を採用している。

教員の教育研究活動を活性化する評価システムとして、大学独自の競争的原理に則った「教育奨励費」や「教育計画支援費」といった研究費追加配分制度が導入されている。

FD(Faculty Development)研修会の開催や学内公開授業の実施・公開授業終了後の意見

交換会などの取組みにより、教員の教育研究水準の向上が図られている。

各学部学科及び大学院研究科の教育課程を遂行するための必要な教員数については確保されているものの、設置基準上必要な専任教授数が 2 人不足している。実地調査の時点では設置基準に定める専任教授数は確保されていなかった。

【改善を要する点】

- ・設置基準上必要な専任教授数が不足しているため、早急な改善が必要である。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の資質・能力の向上のために、昨年はグループ法人との「合同職員研修会」、平成 22(2010)年は法人単独で職員研修会が開催されている。また、SD(Staff Development)フォーラムなど外部開催の研修会への参加も推進しているが、SD への組織的な取組みについては端緒についたばかりであり、今後、その成果が大学全体へ還元されることを期待したい。

しかしながら、設置根拠も無く、職務と権限の決まっていない「学園政策統合本部」を事務組織に実態として置くことは組織編制の観点から、管理職のマネジメント能力や事務処理能力について一層の改善向上が必要であり、喫緊の課題である。

職員の採用・昇任・異動は、就業規則に基づいて運用されており、各部署の業務内容などに則した人員が概ね適切に配置されている。

庶務課、教務課、学生課及び就職センターを同フロアーに設置した「学生総合サービスセンター」は、学生に対してワンストップサービスを実現しており、利用しやすい環境が整えられている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしていない。

【判定理由】

管理部門と教学部門との連携は、毎月開催される「全学合同会議」及び「大学運営会議」を中心に行われている。法人と教学部門の連携を図る「全学合同会議」には学長や学部長、法人事務局長などの構成員のほか、必要に応じて理事長や理事が出席、更に、教学の重要事項を審議する「大学運営会議」にも理事、法人事務局長などが出席することで法人と大学の情報の共有化と連携を図っている。

自己点検・評価については、平成 11(1999)年に「東北文化学園大学自己点検及び自己評価

規程」を制定し、実施体制を整え、過去に 2 回自己点検・評価を実施し、その結果を報告書としてまとめているものの、それが大学運営の改善・向上に反映できていない。なお、自己点検及び自己評価報告書の公表については、一部の大学に送付しているのみである。

大学の目的を達成するために、大学及び設置者の管理運営体制は各種規程及び諸制度が整備されているが、役員報酬に関する規程などの重要な規程の制定が行われていない。

理事会・評議員会は、寄附行為に基づいて定期的開催し、各事項について審議を行っている。しかしながら、一部の重要な案件が追加議案として審議されているので、会議運営方法について改善が必要である。また、予算及び重要な資産の処分、事業計画に関する理事会・評議員会の運営には手続き上の問題が認められるので改善が求められる。

理事・監事・評議員の選任については、寄附行為に定められており、規定通り運用されているが、理事長の選任手続きについては改善が必要である。また、理事、監事の理事会、評議員の評議員会への出席状況に課題があるので、対応が求められる。特に、特定の理事や評議員がほとんど委任状出席の状況であり、適切な審議・決定がなされているとは認められない。

【改善を要する点】

- ・ 予算及び重要な資産の処分、事業計画について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞いていない一部の案件もあったので、私立学校法第 42 条に則り、適正な運営を行うよう改善が必要である。
- ・ 理事の任期満了に伴う理事長の選任について、任期満了前の理事会で選任しているので、新理事会で選任するよう改善が必要である。
- ・ 理事会、評議員会の出席率が極めて低い理事、評議員が複数名存在するので、理事会、評議員会の開催日時や理事、評議員の選任などのあり方について改善が必要である。
- ・ 役員報酬に関する規程が内規として理事長制定され、理事長決裁で運用しているので、重要な規程の制定・改正・施行は理事会の議決を経るよう改善が必要である。
- ・ 自己点検・評価のための恒常的な組織体制の確立及びその結果が教育研究活動など大学の運営に反映される仕組みの構築がなされておらず改善が必要である。

【参考意見】

- ・ 自己点検・評価報告書をホームページ上で公開することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしていない。

【判定理由】

平成 20(2008)年 1 月に民事再生法による民事再生手続が終結し、負債の弁済が再生計画に基づき平成 26(2014)年まで継続されている。このような状況下であるが、法人経営の安定化に向けて積極的に努めている。

財務情報はホームページ上に掲載して公開されており、外部資金の獲得を奨励するための研究費の傾斜配分、私立大学等経常費補助金などの獲得に伴うワーキンググループの設置など、外部資金の導入に向けて努力している。

しかしながら、設置校の定員割れ状況は多少の改善はしたものの、収容定員充足状況は依然低く、より一層の経営努力が必要となっている。

平成 21(2009)年度に学校法人友愛学園と合併したが収支の改善には寄与せず、前受金保有率が 100%を大幅に割込んでおり、流動資金の現金・預金の保有額が少ない状況にある。

また、民事再生法により多額の債務を縮減し、再生法人となったが、一部の役員報酬が私立大学等経常費補助金の減額対象となる額を支給し、更に、設置校に対して経費節減の通達を出しながら、昨年度に比べ役員報酬額を増加する予算を計上している。

このような状況下で新たな補助活動事業を開始したが、法人部門での会計処理が行われ大幅な支出超過となっているので、事業継続の是非・内容を含めた見直しが求められる。

更に、一部のキャンパス整備工事に関して不適切な会計処理が行われていることや経理規程では財務担当理事が経理統括責任者となり会計伝票の承認をすることになっているが、理事会は財務担当理事を選任しておらず、結果的に経理統括責任者が不在の状態での会計伝票処理が行われ、出金が行われていることは問題である。

【改善を要する点】

- ・法人全体の財政については、依然として厳しい状況であるので、入学定員の充足が緊急の課題であり、健全な収支バランス実現のための改善が必要である。
- ・経理規程に定められた経理統括責任者が不在の状況での会計伝票処理が行われ、出金が行われているので、適正な会計処理がなされておらず、改善が必要である。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎などは、設置基準を満たしており、教育研究目的を達成するための施設設備として十分に整えられている。また、学内には校舎、図書館、体育関係施設、情報関係施設などが整備され有効に活用されている。

耐震性については、すべての建物が平成 2(1990)年以降に建築されており、耐震基準を満たしている。消防設備、電気設備、水道設備などの保守管理については、法令を遵守した定期点検・検査などを実施して安全性を確保している。バリアフリー化に対しては、全校舎にスロープを整備しているが、学内案内板や点字ブロックを設置している箇所が少なく限られている。

警備については、外部に委託し、24 時間体制で安全管理に努めている。

敷地内の樹木の管理などをはじめ、「SJ (スチューデントジョブ) 制度」による学生の日常清掃やキャンパス敷地内全面禁煙が実施されるなど、快適な教育研究環境を維持して

いる。

【優れた点】

- ・キャンパス内全面禁煙を実施してクリーンキャンパスの維持とともに、周辺地域についても禁煙地域としていることは評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の物的・人的資源の社会への提供については、「地域連携室」を中心として、体育館・グラウンド・学生食堂など大学施設の開放、市民学習講座への講師派遣、医療福祉フォーラムや公開講座などを開催して、多くの受講者を得るなど積極的に行っている。また、地域へのボランティア活動なども学生ボランティアを活用して積極的に活動している。

教育研究上の企業や他大学との関係構築については、宮城県内の大学、短期大学などで組織した学都仙台コンソーシアムに参加して、他大学との「単位互換授業」などの大学間の連携や地域の発展に寄与している。また、県内 14 大学・短期大学の協力による文部科学省の戦略的大学連携支援事業にも積極的に参加している。企業との連携については、宮城県、大学を含む学術機関、産業団体など 21 機関で「基盤技術の高度化支援に係る相互協力協定書」を締結し、「KC みやぎ」を設置したほか、宮城県の外郭団体が主催している「産学官連携フェア」にも積極的に参加している。受託研究や共同研究なども積極的に推進するなど連携強化に努力している。

大学と地域社会との協力関係の構築については、宮城県登米市と「保健福祉事業における連携協力」、仙台市教育委員会と「児童生徒の学校生活の支援に係る等の連携協力」に関する覚書を締結して活動している。宮城県教育委員会との連携では、県内の高校生を対象とした公開講座及び公開授業を開催するなど積極的に取り組んでいる。

平成 17(2005)年 6 月 25 日を「感謝の日」と定めて以降、毎年 6 月に地元地域での清掃・奉仕活動を実施している。また、社会福祉法人との協定により、「SJ (スチューデントジョブ) 制度」による学生の大学内清掃活動を施設利用者に対する実習の場として提供するとともに指導も行っている。

【優れた点】

- ・「SJ 制度」を応用しての地域貢献は、教育上の効果もあると認められ評価できる。
- ・「感謝の日」と称して、学生及び教職員が大学の地元地区の連合町内会と協働して、地元地域に特化した清掃活動を継続して行っていることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

就業規則や「東北文化学園大学個人情報保護規程」「学校法人東北文化学園大学情報公開に関する規程」「学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程」「東北文化学園大学競争的資金等規程」などにより、高等教育研究機関としての大学・大学院にとって必要な組織倫理の確立とその適切な運用に努めている。

また、「東北文化学園大学における動物実験等に関する規程」や「東北文化学園大学における毒物及び劇物取扱規程」「東北文化学園大学課外活動事故防止等に関する要項」「学校法人東北文化学園大学防火管理規程」などにより、学内外に対する危機管理の体制が規程上は整備されている。

不定期に教職員を対象に防火訓練も実施している。学生に対しては、地震・災害などの非常時の心構えや防災ガイドを学生便覧及び学生手帳に掲載している。

しかしながら、毒物や劇物などを扱う学部の学生を含めた訓練を行っていない。

緊急連絡網を整備して、緊急時の連絡体制は整えられてはいるが、災害時などの行動マニュアルなどが整備されていないので、早急な対応が求められる。なお、緊急時の水の確保及び配給ができるよう整備していることは評価できる。

【参考意見】

- ・ 学生の安全確保の観点から、防災マニュアル、防災ガイドブックの作成を早急に行うことが望まれる。
- ・ 防災教育という観点からも、学生も防火訓練に参加させることが望まれる。

